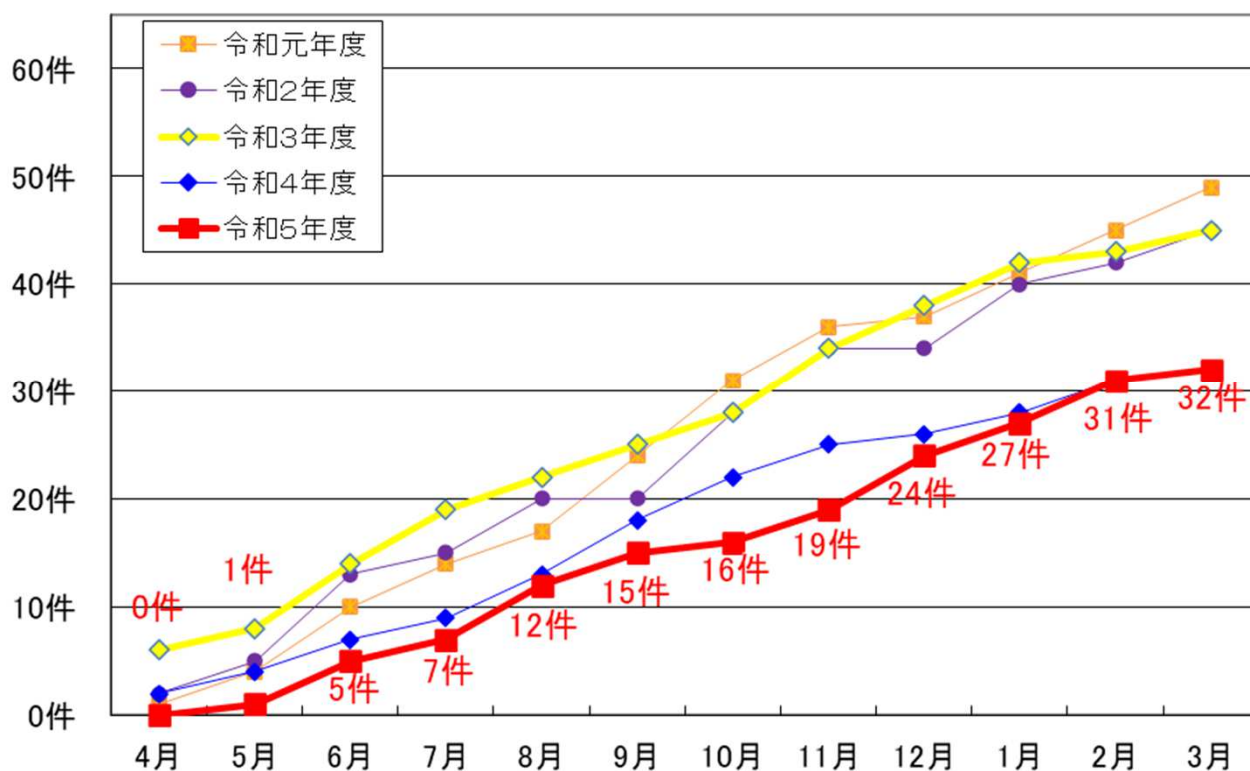


SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 令和5年度工事事故発生状況（速報値）
- 令和6年度重点的安全対策について

過去5年間の工事事故発生状況(令和5年度は速報値)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度 累計 (月毎)	1件 (1件)	4件 (3件)	10件 (6件)	14件 (4件)	17件 (3件)	24件 (7件)	31件 (7件)	36件 (5件)	37件 (1件)	41件 (4件)	45件 (4件)	49件 (4件)
令和2年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	5件 (3件)	9件 (4件)	13件 (4件)	15件 (2件)	20件 (5件)	28件 (8件)	34件 (6件)	34件 (0件)	40件 (6件)	42件 (2件)	45件 (3件)
令和3年度 累計 (月毎)	6件 (6件)	8件 (2件)	14件 (6件)	19件 (5件)	22件 (3件)	25件 (3件)	28件 (3件)	34件 (6件)	38件 (4件)	42件 (4件)	43件 (1件)	45件 (2件)
令和4年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	4件 (2件)	7件 (3件)	9件 (2件)	13件 (4件)	18件 (5件)	22件 (4件)	25件 (3件)	26件 (1件)	28件 (2件)	31件 (3件)	32件 (1件)
令和5年度 累計 (月毎)	0件 (0件)	1件 (1件)	5件 (4件)	7件 (2件)	12件 (5件)	15件 (3件)	16件 (1件)	19件 (3件)	24件 (5件)	27件 (3件)	31件 (4件)	32件 (1件)

Topics

- ◆ 関東地方整備局発注工事における、令和5年度の累計工事事故発生件数は32件（速報値）となり、近年の工事事故発生状況は減少傾向にあります。
- ◆ 一方で、令和5年度は工事関係者が死亡する事故が4件発生しており、引き続き工事事故防止に向けた取組が必要です。



令和6年度重点的安全対策について

令和5年度の工事事務所発生状況を踏まえて「令和6年度重点的安全対策」を定め、令和6年3月22日付けで、関東地方整備局管内の各事務所や関係業団体に通知しました。また、関係業団体に所属する会員各社への周知も依頼しています。

◆令和6年度 重点的安全対策項目

赤字:前年度からの更新箇所

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
① 事前確認及び周知・指導の徹底
② 目印表示等の設置
③ 適切な誘導
④ アーム・荷台は下げて移動
II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
① 適切な施工機械の選定及び使用
② 誘導員の配置
③ 作業員に対する作業方法の周知
④ 点検・清掃時の安全確保
III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
①危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底
②現場条件に応じた措置の実施
③飛来落下等の防止対策の徹底
IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
① 作業方法及び順序の周知
② 墜落防止設備の設置、使用
③ 安全通路の設定、周知徹底
④ 「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守
V. 地下埋設物の損傷事故防止
① 事前調査、試掘の実施
② 目印表示、作業員への周知
③ 監視員の配置
VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
① 適切な交通誘導
② 交通関係法令の遵守
③ 運搬物の安定性の確保



令和6年度重点的安全対策について

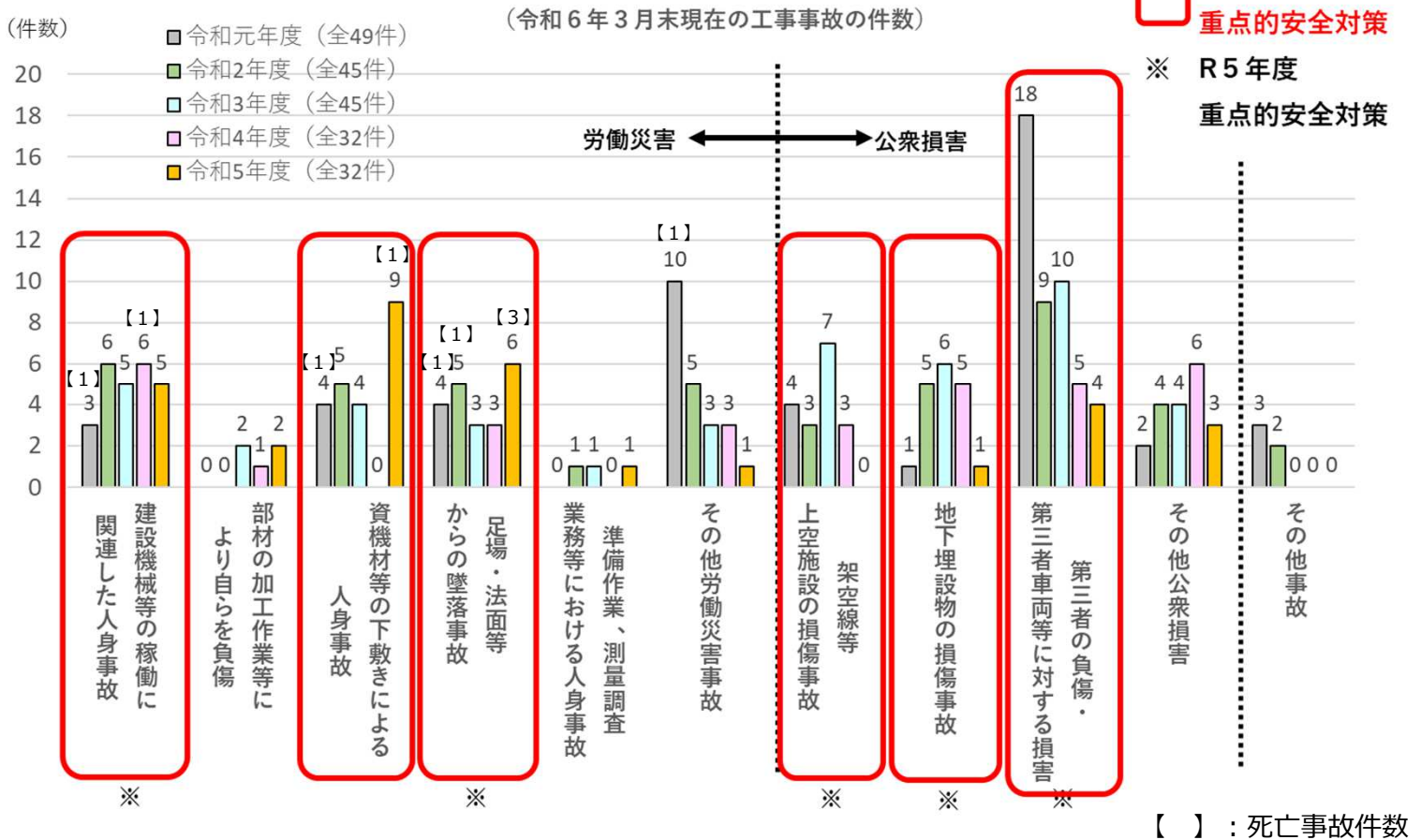
◆令和6年度 重点的安全対策項目(続き)

Ⅶ. 事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容	
①	基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施
②	安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討
③	作業員に対する安全教育の指導徹底
④	適正な工程管理
⑤	適正な交通安全管理

※「Ⅶ.事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、必要に応じて厳しい措置を行うこととしています。

◆過去5カ年の発生形態別件数を比較すると、令和5年度は労働災害の発生割合が高く、特に「資機材等の下敷きによる人身事故」が急増しています。

過去5カ年の工事事務形態別発生件数比較





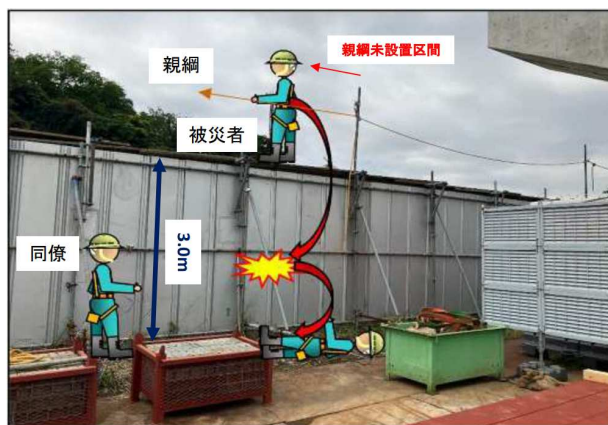
令和6年度重点的安全対策について

Topics

- ◆ 令和5年度は足場・法面等からの墜落・転落による死亡事故が3件発生しています。
墜落・転落事故の中には、墜落制止用器具（安全帯）を使用していたものの、その掛替え時に墜落・転落した事案もある事から、足場の組立て等作業時における「墜落制止用器具（安全帯）の二丁掛」について、令和6年度より新たに実施すべき内容として追加しています。



橋梁の下部工検査路設置作業中、作業員1名が転落し死亡が確認された事案



未終了の足場板上を歩行し、足元の足場板が傾斜したことによりバランスを崩し、地上へ墜落した事案



関東地方整備局ホームページでは、今回ご紹介した令和6年度重点的安全対策のほか、工事事故の発生件数や事故事例など、各種安全関係の資料を掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>

